

令和4年度 地下水水質検査結果一覧表

○調査地点:31地点

- ・定 点：過去及び現在までに環境基準値を超過した井戸が確認されたため、その周辺の井戸を定点として定め、特定物質について継続して監視する。(有機塩素系7項目)
- ・ローリング：市内を24区画に分割し、3年ローリングで検査項目を変更しながら監視するもの。

測定日

- ・定 点：年2回(1回目:令和4年9月21日)
(2回目:令和4年2月7日)
- ・ローリング：年1回(令和4年9月20日:15地点、21日:5地点、22日:4地点)

物質名	基準値	令和4年度			
		地点数 (測定値: mg/l)			
		測定地点数	基準値超過	基準値内検出	不検出
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	31	-	-	31
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下		-	-	31
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下		-	-	31
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下		-	-	31
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下		-	-	31
トリクロロエチレン	0.01以下		-	-	31
テトラクロロエチレン	0.01以下		-	5	26
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	8	-	7	1
鉛	0.01以下		-	2	6
カドミウム他18項目 ※参照	測定地点8地点において、いずれも環境基準値を下回っており問題ありません				

※ カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン

令和3年度 地下水水質検査結果一覧表

○調査地点:31地点

- ・定 点: 過去及び現在までに環境基準値を超過した井戸が確認されたため、その周辺の井戸を定点として定め、特定物質について継続して監視する。(有機塩素系7項目)
- ・ローリング: 市内を24区画に分割し、3年ローリングで検査項目を変更しながら監視するもの。

測定日

- ・定 点: 年2回(1回目:8月4日)
(2回目:2月1日)
- ・ローリング: 年1回(8月4日:8地点、5日:16地点)

物質名	基準値	令和3年度			
		地点数 (測定値: mg/l)			
		測定地点数	基準値超過	基準値内検出	不検出
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	31	-	-	31
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下		-	-	31
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下		-	-	31
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下		-	-	31
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下		-	-	31
トリクロロエチレン	0.01以下		-	-	31
テトラクロロエチレン	0.01以下		-	4	27
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	8	-	8	0
鉛	0.01以下		-	0	8
カドミウム他18項目 ※参照	測定地点8地点において、いずれも環境基準値を下回っており問題ありません				

※ カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン

令和2年度 地下水水質検査結果一覧表

○調査地点:31地点

- ・定 点: 過去及び現在までに環境基準値を超過した井戸が確認されたため、その周辺の井戸を定点として定め、特定物質について継続して監視する。(有機塩素系7項目)
- ・ローリング: 市内を24区画に分割し、3年ローリングで検査項目を変更しながら監視するもの。

測定日

- ・定 点: 年2回(1回目:8月4日)
(2回目:2月10日)
- ・ローリング: 年1回(8月4日:24地点)

物質名	基準値	令和2年度			
		地点数 (測定値: mg/l)			
		測定地点数	基準値超過	基準値内検出	不検出
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	31	-	-	31
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下		-	-	31
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下		-	-	31
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下		-	-	31
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下		-	-	31
トリクロロエチレン	0.01以下		-	-	31
テトラクロロエチレン	0.01以下		-	4	27
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	8	-	8	0
鉛	0.01以下		-	2	6
カドミウム他18項目 ※参照	測定地点8地点において、いずれも環境基準値を下回っており問題ありません				

※ カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン

令和元年度 地下水水質検査結果一覧表

○調査地点:31地点

- ・定 点: 過去及び現在までに環境基準値を超過した井戸が確認されたため、その周辺の井戸を定点として定め、特定物質について継続して監視する。(有機塩素系7項目)
- ・ローリング: 市内を24区画に分割し、3年ローリングで検査項目を変更しながら監視するもの。

測定日

- ・定 点: 年2回(1回目:8月7日)
(2回目:2月5日)
- ・ローリング: 年1回(8月7日:24地点)

物質名	基準値	令和元年度			
		地点数 (測定値: mg/l)			
		測定地点数	基準値超過	基準値内検出	不検出
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	31	-	-	31
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下		-	-	31
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下		-	-	31
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下		-	-	31
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下		-	-	31
トリクロロエチレン	0.01以下		-	-	31
テトラクロロエチレン	0.01以下		-	-	31
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	8	-	6	2
鉛	0.01以下		-	2	6
カドミウム他18項目 ※参照	測定地点8地点において、いずれも環境基準値を下回っており問題ありません				

※ カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン

平成30年度 地下水水質検査結果一覧表

○調査地点:31地点

- ・定 点: 過去及び現在までに環境基準値を超過した井戸が確認されたため、その周辺の井戸を定点として定め、特定物質について継続して監視する。(有機塩素系7項目)
- ・ローリング: 市内を24区画に分割し、3年ローリングで検査項目を変更しながら監視するもの。

測定日

- ・定 点: 年2回(1回目:8月8日)
(2回目:2月6日)
- ・ローリング: 年1回(8月7日:21地点、8日:2地点、29日:1地点)

物質名	基準値	平成30年度			
		地点数 (測定値: mg/l)			
		測定地点数	基準値超過	基準値内検出	不検出
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	31	-	-	31
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下		-	-	31
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下		-	-	31
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下		-	-	31
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下		-	-	31
トリクロロエチレン	0.01以下		-	-	31
テトラクロロエチレン	0.01以下		1	3	27
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	8	-	8	-
鉛	0.01以下		-	-	8
カドミウム他18項目 ※参照	測定地点8地点において、いずれも環境基準値を下回っており問題ありません				

※ カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、塩化ブニルモノマー、1, 4-ジオキサン

平成29年度 地下水水質検査結果一覧表

○調査地点:31地点

- ・定 点: 過去及び現在までに環境基準値を超過した井戸が確認されたため、その周辺の井戸を定点として定め、特定物質について継続して監視する。(有機塩素系7項目)
- ・ローリング: 市内を24区画に分割し、3年ローリングで検査項目を変更しながら監視するもの。

測定日

- ・定 点: 年2回(1回目:8月7日)
(2回目:2月9日)
- ・ローリング: 年1回(8月7日:23地点、8日:1地点)

物質名	基準値	平成29年度			
		地点数 (測定値: mg/l)			
		測定地点数	基準値超過	基準値内検出	不検出
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	31	-	-	31
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下		-	-	31
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下		-	-	31
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下		-	-	31
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下		-	-	31
トリクロロエチレン	0.01以下		-	-	31
テトラクロロエチレン	0.01以下		1	-	30
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	8	-	8	-
鉛	0.01以下		-	-	8
q	測定地点8地点において、いずれも環境基準値を下回っており問題ありません				

※ カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、塩化ブニルモノマー、1, 4-ジオキサン